

居宅介護支援センター能津 重要事項説明書

令和 7年 6月1日 改定

1. 事業所の概要

実 施 主 体	社会福祉法人土佐平成福祉会
事 業 所 名	居宅介護支援センター能津
所 在 地	高知県高岡郡日高村本村字土橋5番地5
事 業 者 指 定 番 号	高知県 第 3972500254 号
サ ー ビ ス 提 供 地 域	日高村
併 設 サ ー ビ ス	○視覚障害者養護老人ホーム土佐くすのき荘 ○聴覚障害者養護老人ホーム静幸苑 ○短期入所生活介護土佐くすのき ○デイサービスセンター能津喜楽園 ○ヘルパーステーション能津 ○訪看スマイルスタジオ

※上記地域以外の方でも、ご希望の方は相談ください。

2. 事業所の職員体制

職 員	常 勤	計
管 理 者	1 名 (兼 務)	1 名 (兼 務)
介 護 支 援 専 門 員	2 名	2 名
事 務 職 員	1 名 (兼 務)	1 名 (兼 務)

3. 営 業 時 間

平 日	午 前 8 時 30 分 ～ 午 後 5 時 30 分
-----	-----------------------------

※土・日・祭日及び年末年始(12/30～1/3)は、休業いたします。

4. 利 用 料 金

(1) 利 用 料

要介護認定又は要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますので、自己負担はございません。

但し、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合につき、別紙1の金額をいただき、センターからサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、役場の窓口に提出されますと、全額払い戻しを受けられます。

5. 当事業者の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営方針

- 1 利用者が要介護状態になった場合でも、可能な限り居宅において、その有する能力に応じて利用者の希望する、自立した日常生活を営むことができるよう支援します。
- 2 利用者の心身の状況や、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ能率的に提供されるよう配慮します。
利用者は、居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であり、当該事業所をケアプランに位置づけた理由を求めることが可能です。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供する指定居宅サービス等が特定の種類又は居宅サービス事業者に不当に偏することがないように公正中立に努めます。
- 4 市町村、指定居宅サービス事業者、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。
- 5 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用利用状況は別紙2のとおりです。

(2) 居宅介護支援の概要

- 1 当事業者は、居宅サービス計画作成にあたり、利用者の居宅を訪問し、既成の課題分析表を使用し、在宅生活を支援するために必要なサービスを見出します。
この課題分析表の特徴は、利用者の生活像を捉えるところにあり、利用者・その家族の全体像を捉えるための項目を採用し、生活全体を支える・支援することを目的としています。
- 2 居宅サービス計画作成後も、利用者及び家族、他の事業者等との連絡を継続的に行い、計画したサービスが利用者及び家族の満足の得られるものであるかについて把握します。
サービス内容の質や回数等の見直しについては、利用者及びご家族の希望を踏まえ、他のサービス提供事業者等との連絡・調整を図り、居宅サービス計画を変更します。

(3) 居宅サービス計画の作成手順等

- 1 サービス計画作成までの手順は以下のとおりです。
 - ・ご自宅を(居室)訪問し、利用者やご家族からお話を伺います。
 - ・利用者の了解を得て、主治医に意見をお尋ねすることがあります。
 - ・介護支援専門員を中心にサービス担当者会議を開いて検討します。
 - ・サービス計画の内容、利用料、保険の適用など一切を説明し、了解を得ます。
- 2 その他に提供するサービス
 - ・要介護認定の申請、変更の代行
 - ・給付管理表の作成、提出等

(4) 事故発生時の対応

- 1 当事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2 当事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録いたします。
- 3 当事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

(5) 秘密の保持

- 1 従業者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持します。
- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるために、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

(6) 高齢者の虐待防止

当事業所は虐待の発生またはその再発を防止するため、以下の措置を講じます。

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- 2 虐待防止の為の指針を整備しています。
- 3 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いています。
- 5 虐待または虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じるとともに
- 5 市町村への報告を行います。

6. 相談窓口、苦情対応

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所お客様相談窓口	電 話 番 号	0889-24-7411
	F A X 番 号	0889-24-7413
	相談員(責任者)	長田 理香
	対 応 時 間	8:30 ~ 17:30(月曜日 ~ 金曜日)

(2) 公的機関においても、次の機関に対して苦情の申し立てができます。

日高村介護保険相談窓口	所 在 地	日高村本郷61-1
	電 話 番 号	0889-24-5197
	F A X 番 号	0889-24-7900
	対 応 時 間	8:30 ~ 17:15(月曜日 ~ 金曜日)
いの町介護保険相談窓口	所 在 地	いの町いの1400
	電 話 番 号	088-893-3811
	F A X 番 号	088-893-1101
	対 応 時 間	8:30 ~ 17:15(月曜日 ~ 金曜日)
高知県国民健康保険 団体連合会(国保連)	所 在 地	高知市丸の内2-6-5
	電 話 番 号	088-820-8409
	F A X 番 号	088-820-8413
	対 応 時 間	8:30 ~ 17:15(月曜日 ~ 金曜日)

(3) 第三者評価

提供するサービスの第三者評価は実施していません。

令和 年 月 日

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

【 証 明 確 認 欄 】

事業者	所 在 地	高知県高岡郡日高村本村字土橋5-5
	事業者名	居宅介護支援センター 能津
	説 明 者	印

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

利用者	住 所
	氏 名
	(代筆) 続柄
(家族)	住 所
	氏 名

居宅介護支援センター能津 利用料金

要介護認定又は要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますので、自己負担はございません。

但し、保険料の滞納等により保健給付金が直接事業者を支払われない場合につき、下記の金額を頂き、センターからサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、役場の窓口を提供されますと、全額払い戻しを受けられます。

1ヶ月	要介護1 ～ 要介護2	10,860円
	要介護3 ～ 要介護5	14,110円
初回加算	3,000円	
入院時情報連携加算		
・入院時情報連携加算(Ⅰ)	2,500円	
・入院時情報連携加算(Ⅱ)	2,000円	
退院退所加算	4,500円 6,000円 7,500円 9,000円	
通院時情報連携加算	500円	
緊急時等居宅カンファレンス加算	1月に2回を限度に	2000円
ターミナルケアマネジメント加算	死亡日及び死亡日前14日以内に2時間以上在宅の 訪問 等を行った場合	4000円